

ケアハウス和風荘利用契約書

[] (以下「利用者」という。)[ケアハウス和風荘の施設長](以下「施設長」という。)とは、次のとおり契約を締結する。

第1章 総則

第1条(目的)

施設長は、老人福祉法等関係法令の定める趣旨に従い、利用者が心身ともに健康で明るく充実した生活を送ることができるように、必要な施設及び各種福祉サービスを提供するものとする。

第2条(施設の管理、運営)

施設長は前条の目的を達成するため、善良な施設の管理、運営及び建物・付帯設備の維持管理に努めなければならない。

2 施設長は施設運営に関する管理規程及びその他諸規程〔以下「管理規程等」という。〕を利用者に提示しなければならない。

第3条(遵守義務)

利用者は前条第2項の管理規程等及び施設長が指示する事項を守らなければならない。

第4条(施設の利用及び利用制限)

利用者は、第19条に基づく利用契約の終了がない限り、この契約の定めるところにより、専用居室(以下「居室」という。)及び施設長が共用のために設置した設備(以下「共用設備」という。)を利用することができるものとする。

2 利用者は、その居室を専ら利用者の居住以外目的に使用してはならない。

3 利用者は、2人用居室の利用の場合において、利用者の内いずれか一方が第19条に基づき契約の終了となった場合については、利用者のもう一方の者は、契約を変更し1人用居室に変わることを原則とする。

4 前項の場合において、1人用居室が満室であるときについては、経過措置として1名分の利用料で2人用居室の利用を認めるものとする。

第2章 各種サービス

第5条(各種サービスの提供)

施設長は、利用者に対し以下のサービスを提供するものとする。

恒常的なサービス

(1)食事の提供

(2)入浴等

必要に応じて提供するサービス

(1)各種生活相談及び助言

(2)生活援助等

(3)自主活動への援助

(4)災害、疾病等の緊急時の対応

(5)その他施設長が必要と認めるサービス

第6条（利用料外のサービス）

施設は契約者との合意に基づき、以下のサービスを提供するものとします。

(1)特別な食事

(2)別に定めるところに従って行う契約者からの貴重金品の管理

(3)施設が特別に定める静養娯楽設備等の提供あるいはレクリエーション・行事

2 前項の他、施設は、別に定めるところのサービスを利用料対象外のサービスとして提供するものとします。

3 前2項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

4 施設は第1項及び第2項に定める各種のサービスの提供について、必要に応じて契約者又は、その家族等に対してもわかりやすく説明するものとします。

第7条(在宅サービスの利用)

利用者は、個別の日常生活上の援助及び介護を必要とする状態になった場合は、外部の在宅保健福祉サービスを受けるものとする。

なお、施設長は、利用者が適切なサービスを受けられるよう迅速な対応に努めることとする。

第3章 費用の負担

第8条(利用料等)

利用者が負担する利用料は、生活費相当分及び事務費相当分並びに管理費相当分(以下「利用料」という。)とする。

2 前項の他、利用者の居室における電気及び水道の使用料その他特別なサービスに要する費用の実費相当分(以下「実費」という。)は利用者の負担とする。

第9条(利用料等の納入)

利用者は、利用料及び実費を施設長が別に定める納入方法により納入期限までに納入しなければならない。

第10条(利用料の決定)

利用者は、入居時または入居後においては毎年度の当初に、前年分の収入申告書等を施設長に提出しなければならない。

2 施設長は、前項の規定により書類の提出を受けて、収入の認定を行い、規則別表第2の階層に該当する事務費相当額を決定し、当該年度の生活費相当額及び管理費相当額と併せて利用者に通知するものとする。

第11条(利用料の改定)

利用料は、前条のほか国の算定基準の改正があった場合に改定するものとする。

第4章 施設、設備の利用

第12条(居室への立入)

施設長は、居室の保全、衛生、防犯、防火その他管理上の必要があると認められる場合は、利用者の承諾を得て居室内に立ち入り必要な措置を取ることができるものとする。

但し、利用者の心身状態の急変、若しくは災害等の緊急対応の必要がある場合は、この限りではない。

第13条(居室内の模様替え等)

利用者は、その居室に模様替え、造作をするときには、施設長に対し、あらかじめその内容を届け出て承認を得なければならない。

第14条(居室内の模様替え等の費用負担)

利用者の居室についての前条に定める模様替え、造作及び補修の費用は、利用者の負担とする。但し、設計、施工に起因する補修、改修費については、この限りではない。

第15条(現状回復の義務)

利用者は、施設及び備品(第13条に基づく模様替え、造作及び補修を除く。)について、汚損、破損、若しくは滅失その他現状を変更した場合には、直ちに自己の費用により現状に回復するか、又は回復に要する費用を支払うものとする。但し、利用者の責めに基づかない場合はこの限りではない。

2 利用者は、この契約が第18条又は第19条の規定により解除された場合、又は第20条第1号の規定により契約が終了した場合において、その居室を施設長に明け渡すときは、第13条の模様替え等がある場合、現状回復に要する費用を負担するものとする。

第16条(施設長の賠償責任)

天災、事変その他の不可抗力及び火災、盗難あるいは外出、外泊中の不慮の事故により、利用者が受けた損害について、施設長は一切の賠償責任を負わないものとする。但

し、施設側の故意又は重大な過失により利用者に損害を与えた場合は、この限りではない。

第17条(動物の飼育)

利用者は、居室内外での動物の飼育は、施設長が特に必要と認める場合を除いて行ってはならない。

第5章 利用契約の終了

第18条(施設長の契約解除)

施設長は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、原則的に14日以上 の予告期間をおいてこの契約の解除をすることができるものとする。

- (1)入居の要件に関して、虚偽の届出を行って入居したとき
 - (2)利用料その他の費用を支払わないとき
 - (3) 施設長の承諾を得ないで、施設の建物や付帯設備等の造作、模様替えを行い、かつ現状回復を行わないとき
 - (4) 個別の日常生活上の援助又は介護を必要とする状態にあり、且つ家族等の援助又は在宅サービス等を受けることが出来ない時、もしくはそれらのサービス等を受けても自立した生活ができないとき
 - (5) その他協同生活の秩序を著しく乱し、他の入居者に迷惑をかけたとき
 - (6) 連続して1ヶ月以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合もしくは入院した場合且つ近日中の退院の見込みがない場合
- 2 施設長は、契約者や契約者の家族が故意による法令違反や、職員や事業所に対する暴言、暴行、嫌がらせ、誹謗中傷、パワハラ、セクハラ等の迷惑行為、写真動画撮影等、著しく常識を逸脱する行為をなし、事業所の申し入れにもかかわらず、改善の見込みがなく、第1条に定めるこの事業所のサービス利用契約の目的を達することが不可能となった時には、10日以上 の予告期間をもって、この契約を解除することができるものとする。
- 3 利用者は、第1項及び第2項の規定により施設長がこの契約の解除を通告した場合には、遅滞なくその居室を明け渡すものとする。
- 4 施設長は、利用者に対し第1項及び第2項による契約の解除を通告した場合には、必ず利用者の移転先の有無について確認し、移転先がない場合には、利用者及び利用者の扶養義務者その他関係者、関係機関と協議し、利用者の移転先の確保につき協力するものとする。

第19条(利用者の契約解除)

利用者は、この契約を解除しようとするときは、原則的に14日以上予告期間をもって施設長が定める契約解除届を施設長に提出するものとし、その契約解除届に記載された契約解除日をもってこの契約は解除されるものとする。

- 2 利用者は、前項の契約解除日までに居室を施設長に明け渡さなければならない。

第20条(契約の終了)

この契約による契約の終了とは、次の各号に該当する場合をいう。

(1) 利用者が死亡したとき。

(2) 第17条又は第18条に基づき契約が解除され、予告期間が終了したとき

第21条(残置物の引取等)

契約終了後の利用者の残置物(高価物を除く)がある場合に備えて、その残置物の引取人(以下「残置物引取人」という)を定めることができるものとする。

- 2 施設長は、契約の終了に際して利用者及び残置物引取人に残置物 引取を行うよう連絡するものとする。
- 3 利用者又は残置物引取人は、前項の連絡を受けたあと、契約終了日の翌日から起算して、14日以内にその残置物を引き取らなければならない。
- 4 明け渡しの期日が過ぎても残置物の引取が行われない場合は、当該残置物を利用者又は残置物引取人引渡すものとする。但し、その引渡しに係る費用は利用者または残置物引取人の負担とする。
- 5 利用者は、残置物引取人の住所、氏名に変更があったとき、及び死亡、成年被後見人の審判等によって変更するときは、その旨を施設長に直ちに通知しなければならない。

第22条(緊急連絡先)

利用者の入居に際して、残置物引取人の他、緊急連絡先を定めることができるものとする。

- 2 利用者は、緊急連絡先の住所、氏名に変更があったとき、及び死亡、成年被後見人の審判等によって変更するときは、その旨を施設長に直ちに通知しなければならない。

第6章 その他

第23条(誠意処理)

この契約書の解釈及びこの契約書に定めのない事項については、必要に応じて利用者、施設長相互に協議し、誠意をもって処理するものとする。

第24条(守秘義務)

施設長は、サービスを提供する上で、知り得た利用者及び家族等のプライバシーに関する事項を第三者に漏らしてはならない。施設長の守秘義務は、本契約が終了した後も継続

する。但し、施設長は、利用者の緊急の医療上の必要がある場合には、医療機関等に利用者に関する心身等の情報を提供できるものとする。また、苦情解決制度に基づく苦情があった場合には、第三者委員に必要最小限度の情報を提供できるものとする。

第25条(苦情解決)

施設長は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して、適切に対処するものとする。

この契約の締結を証するために、本書2通を作成し、利用者及び施設長は、本書各1通ずつ保有する。

令和 年 月 日

利用者

住 所

氏 名

印

施設長

住 所 大阪府堺市美原区平尾2196

軽費老人ホーム(ケアハウス)和風荘

氏 名 施設長 三 谷 伸 次 郎

印